

社会学的新自由主義による現代の位置づけ、並びに
その文化的・社会学的視点が今日の経済・社会政策に与える影響に関する考察
—A. リュストウの所説を巡る検討を中心として—

石田一之*

はじめに

本稿では、第1節では、ドイツの社会学的新自由主義のアレクサンダー・リュストウ (Alexander Rüstow) の主要著作である『現代の位置づけ』の内容の検討を中心としながら、歴史的、文化社会学的視点からみた現代の位置づけという問題を検討する¹。近代以降、合理主義的思考の延長線上に、自然に対する支配や、技術進歩の思想が現れた。また、経済や社会の構造面では、経済の資本主義化や、国家の多元主義化が現れた。第2節では、リュストウの現代の位置づけを巡る社会学的分析とそこから導かれた政策論の今日的意義に関連した事柄を取り上げる。リュストウが、人間の社会学的状况を表すものとして用いた *Vitalsituation* の概念や、その政策分野への応用としての *Vitalpolitik* の考え方が、今日、欧州を中心として社会的包摂や社会的統合をめぐる政策の議論が活発化する中で、新たな政策的意義を持つものとして捉えられるようになった。本稿第2節は、これらの諸関係を独自の視点から再構成し、*Vitalpolitik* の今日的意義について明らかにした。

1. 社会学的新自由主義による現代の位置づけ

1-1. 近代における合理主義

*琉球大学 国際地域創造学部

¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung der Gegenwart, -Eine universalgeschichtliche Kulturkritik , Bd.III. Herrschaft oder Freiheit?*, Erlenbach-Zürich, Stuttgart, 1957.(以下 Rüstow, : *Ortsbestimmung* と略記する。) リュストウの「現代の位置づけ」第3巻の内容は、「合理主義的傾向」と「非合理主義的対抗傾向」の2つの部分からなっている。本稿では、このうち「合理主義的傾向」のうちの主要な内容を中心に検討する。一方、非合理主義対抗傾向に属する主要な内容は、保守的反応、個人主義、絶対主義から全体主義への精神史的由来、ナショナリズム、戦争の熱意、コミュニズム、民主主義的社会主義、ボルシェビズム、ファシズム、国家社会主義などである。

i. 合理主義と非合理主義

A. リュストウは、西洋の中世後期から近代以降にかけての精神の流れにおいて、合理主義が優位する時代と非合理主義が優位する時代が交互に現れたと考えている。一方におけるルネッサンスの啓蒙的な精神に対し、宗教改革と反宗教改革の扇情的な体験が現れた。また啓蒙主義の合理主義的な思考体系に対し、前ロマン主義の非合理主義の体系が現れた²。それからドイツ古典主義において、それらの未曾有の将来的な総合が見いだされた。彼は次のように述べている、「ドイツ古典主義(Die deutsche Klassik)は、一方における啓蒙主義、他方における疾風怒濤の最初の総合であった。それは、人間本性の二つの極、頭脳と心、知性と感情に同じ方法でその権利を与えようという偉大な試みであった」³。しかし、合理主義と非合理主義は、19世紀以降の経過の中では、より離心的となり、より険しい相互の矛盾と対立に陥った。また、このような一方の極に偏った動きは、精神の自然な流れとして生じたというよりも、社会の支配圧力等との相互作用において生じたものであった⁴。

近代以降の合理主義において、リュストウが問題として取り上げている点として、まず体系化の追求、体系熱狂が挙げられる。それは、あらゆるものをすぐさま共通の分母に乗せ、足りない観察を類推と一貫性によって補完し、それによって出来るだけ早く全包括的な全体性や、欠陥のない完全性へ達しようという熱望である⁵。

ii. 科学的方法の模範としての体系化、幾何学的・演繹的方法

科学的方法をめぐる思考は、歴史的に合理主義的思考が優位してきた。科学的方法の模範として考えられたのは、体系化であり、幾何学的・演繹的方向であった。あらゆる正規の科学は、より幾何学的に、演繹的になさなければならないという考え方は、紀元前500年以前頃のピタゴラス派において見られた⁶。また、プラトンは科学の体系の中で、幾何学に形而上学の頂点の地位を割り当てている⁷。

キリスト教的新プラトン主義者、ボエティウス(Boëthius)において、数学主義的偏見はす

² リュストウは、これらの歴史を知性(悟性)(Verstand)と感情(Gefühl)の分離と表現し、それぞれの時代はそのいずれかが一面的に強調された時代としている。(Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, III..S.11.)

³ Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, II. S.428.

⁴ このことは、かなりの程度、ルネッサンスから始まった啓蒙の動きに当てはまり、それが、宗教改革、反宗教改革、啓蒙されていない絶対主義の支配要求に対して、長く困難な戦いの中で抵抗しなければならなくなり、そのことを通して、本来の方向線からの偏差が生じたのである。(Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, III..S.15.)

⁵ Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, III. S.15.

⁶ Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, III. S.25.

⁷ Rüstow, A.: *Ortsbestimmung*, III. S.25.

で完全に完成された形で現れる。ここではすでに、「数学的方法は科学的方法として公言された」⁸。スコラ哲学の方法において、多かれ少なかれ明白な数学主義が見られ、15世紀において、神聖ローマ帝国における中世ドイツの哲学者、ニコラウス・クザーヌス(Nicolaus Cusanus)によれば、われわれは数学の中において、他のあらゆる科学よりも高度な真実性を見出すとされる⁹。16世紀の終わりごろ、プロテスタントの自然法に努力したニコラウス・ヘミング(Nikolaus Hemming)は、数学科学の方法を、自然法に適用されることを要求し、フランシス・ベーコン(Francis Bacon)は、1605年に「言葉の意味の規定において、定義をあらかじめ先に述べるといふ数学者の知恵を範とする」、ことを推薦している¹⁰。

17世紀ドイツの哲学者で数学者のエアハルト・ヴァイゲル(Erhard Weigel)は、ユークリッドの方法を論理学、形而上学、倫理学、および自然法に適用し、ワイゲルの弟子ライプニッツ(G.W.Leibniz)は、匿名かつ偽の筆跡で出版された時局についてのパンフレットにおいて、数学的証明手続きの形式を全面的に適用している¹¹。それに続いてスピノザ(Spinoza)は、1677年に現れた彼の主要作品を出したが、それは適用された数学主義をその頂点にまで導いた¹²。

数学主義の平行現象を形成するものとして物理学主義が挙げられる。これらの立場において、「科学的」とは一般に「自然科学」を意味し、精神科学もそれが自然科学的方法ないし、少なくともそれに似た思考-、表現方法に仕える限りにおいてのみ科学的という要求を立てることが出来ると考えられた。数学主義、物理学主義と密接に関連しているのは、体系化の過度の追求であり、体系主義と呼ばれるものである。

iii. 不完全性、開放性、協働性

体系化の思考を駆使して、出来るだけ早く全包括的な全体性や、欠陥のない完全性へ達しようという考え方、それは合理主義的な確信である。また体系主義によって、分野を細分化してその内部にとどまることが多くなされてきた。しかし合理主義の思考方法に対して、現実の開かれた、制約されない、完成し得ない認識を対置させることができる。このような認識方法においては、体系化によって、全体を閉じた認識として完結させることに

⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.25.

⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.25.ケプラー(Kepler)によれば、人間の精神は、量を認識するように作られている、とされる。そしてガリレオ(Galilei Galileo)にとっては、数学は、神が創造の開かれた本を書いた草稿であるとされる。

¹⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.26.

¹¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.26.

¹² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.26.

慎重な立場をとる¹³。またここでは、事実の確認、摂取における矛盾、不一致をさらなる探求への推進力として尊重する。ここにおいて暫定性、不完全性が、さらなる連綿なる探求を生み出すのである¹⁴。

単独の分野では解決できない問題が今日多く存在し、科学の社会的、協働的性格、世代の連続、同時代人の協働が要求されている。学際的研究では、個別専門分野間の知識の融合から新たな知識的洞察がもたらされる。社会的・経済的に広範囲に影響の及ぶ問題が多く存在し、利害の対立する場合が生じたり、科学の専門でない社会一般や市民生活にまで影響が及ぶ。その場合には、異なった立場に立つ人同士のコミュニケーションが要求される。制限されないコミュニケーションが、意見の相違や、あらゆる便宜性を超えて、問題の真の社会的解決につながりうるのである¹⁵。

1－2．自然支配、自然科学の発展、技術進歩とその帰結

i．自然に対する支配

自然に対する支配は、われわれにとって、長らく固有に自明の目標として掲げられ、今日でも、なお総じて是認されたものとして通用している。人間は、彼の現実的ないしは推測上の効用を増大させるために自然に干渉するが、事後的に始めて計算されなかった弊害的帰結が生じる。それは当初計算された効用よりも大きいものであり、しばしば回復不能なものとして現れる¹⁶。

あらゆる生命ある自然、植物及び動物への支配は、人間にはすでに、創世記の創造史において命じられるが、しかしこの時代には、人間の自然に対する権力手段はなお非常にわずかなものである¹⁷。にもかかわらず、まもなく東地中海において、船、住宅、燃料のための木材の無謀な使用によってもたらされた、宿命的で回復不能な森林荒廃が始まった。西・小アジアは、なお古代においては、その気候及び実り豊かなことで有名であったが、それ以来、上流の谷では浸食が、下流では、定期的氾濫、泥沼化、マラリア汚染へとつながった¹⁸。

アメリカ合衆国の中西部において、自然の植物外皮の、鋤による無謀な破壊、それは当初は、アメリカ小麦には、市場を征服することを可能にするように見えたが、その更なる帰結

¹³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.30.

¹⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.30.

¹⁵ vgl. Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.30.

¹⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III., S.50.

¹⁷ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.50.vgl. I.Mose I : Psalm 8,6-9.

¹⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.51.

において、全領域を非居住、非耕作性で脅かした。その後長期間にわたって、驚くべき資金の支出を伴って、最悪の害を阻止し、それを少なくとも部分的に元の状態に戻そうと当該官庁は努力しなければならなかった¹⁹。

ii. 技術

ベンジャミン・フランクリン(Benjamin Franklin)が人間を「道具をつくる動物」(tools making animal)と表現したように、技術は人間とともに古くからあった。われわれが今日、発掘において、発見された痕跡が人類に由来するかどうかを疑う時、技術の現存ということがその決定権を握っている²⁰。技術的発明もまた昔から存在し、その多くは、われわれがなお今日、その恩恵を被っている発明である²¹。しかし、今日われわれに周知となっている技術進歩は、歴史上最近の200年において初めて現れた全く例外的で極端な現象である²²。それ以前の技術の発展は、時間単位、迅速さにおいて明白に際立った対照をなすもので、技術進歩の前史的展開としての「用具の時代」(Zeitalter des Werkzeuges)と呼ぶにふさわしいものである²³。オイゲン・ディーゼル(Eugen Diesel)は「用具の時代には、現代的なテンポは欠いていた」²⁴と述べている。これらの時代においては、技術の進歩は、われわれの概念ではほとんど考えられないほどゆっくりとした時間単位で遂行されたのである。昔のゆっくりした時代においては、労働分業的に特化された自然科学というものも存在せず、農民や手工業者たちは、彼らの日々の伝統的経過の中で必要が生じた場合、その発見を自分たちで行わねばならなかった。

iii. 自然科学(精密科学)の発展

精密自然科学の現存は、われわれの最近200年において経験した技術進歩の必要条件をなすものだが、決してそれは十分な条件ではなかった。技術進歩とそこからもたらされた経済発展には他の変更が遂行されねばならなかった。またその変更は18世紀以前には起こり

¹⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.51.

²⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.58.

²¹ これに関してリュストウは次のように述べている、「それ自身すでに最初の侮りがたい発明である原始的な編物から手織機まで進歩するのに、どれだけ多くの良く考えられた、それどころか天才的な発明や思い付きが必要とされたことだろうか。また炭焼き人が、われわれの森で、考えの及ばないほど昔から使用しているような炭焼きガマの精巧な構造には、乾留のような非常に複雑で物理・科学的過程に対するいかに多くの直感的洞察が詰められていたことか。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.58.)

²² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.58.

²³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.58.

²⁴ Eugen Diesel : *Der Weg durch das Wirrsal*, 2. Aufl., Stuttgart 1930, S.37. Zitierte in Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.545.

えなかったのである²⁵。

まず、古代において、精密科学である数学、物理学、力学の非常に顕著な発展がなされ、古代ローマにおいて、アレクサンドリアの物理学者、プトレマイオス (K. Ptolemaios) によって水力学の基礎、蒸気タービンその他多くのものの原則は、現代の技術において、最大の意義を獲得したものであり、疑いなく生産技術的に適用可能なものの発見につながっていた²⁶。しかし、この発展の生産技術への適用は、この時全くなされていない。古代の生産技術は、本質的に、伝統的手工業の古いゆっくりとしたテンポにおいて展開していた²⁷。同様のことが近代においても繰り返される。精密科学の近代的発展は、すでに中世において、都市托鉢修道会によって身につけられた唯名論的スコラ哲学によって効果的に伝達され、ルネッサンスを通して、完全に高揚へともたらされ、絶対主義によってさらに促進され、高揚へともたらされた²⁸。これらの代表者として、コペルニクス (N. Copernicus)、ケプラー (J. Kepler)、ガリレイ (Galileo Galilei)、ニュートン (I. Newton) の名を挙げることができる。ここでの精密科学の急激に上昇する展開は、すでに非常に早期に、生産技術的に適用可能であった認識へとつながっていたにもかかわらず、古代と同様にそのような実践的適用はほとんど起きなかった。

iv. 科学の実践的適用を妨げてきた要因

自然科学的認識の経済的实践への適用は、1000 年以上もの間、二つの側面から妨げられていた、それは与えるべき科学の側と受け取るべき経済実践の側である。

科学の側では、それは、神学-形而上学、啓示知識-救済知識という性質を持つようになっていた。西洋の科学は、その古代ギリシャ-イオニアの始まりにおいては、純粹に現世-即物的であり、また東方からの精神主義的影響をも則物化し、現世化したものであった²⁹。それに対して、紀元前 500 年以前頃に現れたピタゴラス派の出現によって、科学的認識の方法が大きくその性質を変化させた。明瞭ではっきりして目に見えまた把握しうるものの現世性から、神学、形而上学、啓示知識、救済知識といった聖なる靄に覆われた領域への一歩が成

²⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.59. 「技術進歩に絶え間なく新たな刺激を与える自然科学（特に精密科学）の発展は、西洋の精神史において、古代から近代に至るまで現れた。しかし古代においては明白に、そして 18 世紀の中ごろまでの近代においても、かくして 1 千年以上もの長きにわたって、精密自然科学と技術への適用可能性の現存にもかかわらず、生産技術の発展のゆっくりとしたテンポは、不変のまま保持された。」 (Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.59)

²⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.60.

²⁷ 二つの領域においてのみ、この理論的知識の実践的な適用が起こった。第一に、戦争技術であり、第二には、スロットマシンである。この同じ目立ったコンビネーションは、近代の展開の最初の世紀において再び現れる。(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.60.)

²⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.60.

²⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.62

し遂げられた³⁰。そしてプラトン(Platon)によるこの一步の刷新、および補強がなされた³¹。西洋自然科学のこのような方向は、貴族的で、同時に、神学的性格を持つようになる。その性格は中世において新たに補強され、ルネッサンスにおいても、ただ再びプラトンの熱狂に帰還したに過ぎない³²。それに対して、そのような高次の啓示の、利益追求的な適用および利用は、世俗的なもの、それどころが罪悪的でさえあった。これは僧侶における、精神的封建主義と結びつき³³。また騎士の側では、それに対応するものとして、社会的封建主義と結びついてきた³⁴。また古代においては、技術の精神的蔑視は、技術者に対する社会的蔑視と関連していた³⁵。

手仕事労働の一般市民の側でも、この彼らを不法に抑留している、精神的産物に対して、必要性を感じなかった。全く逆に、彼らがそれを目にする所では彼らはそれを拒否した。このことは第一に、彼らに支配的な、ゾンバルト(W. Sombart)の言う生業(Nahrung)の経済感情の帰結であり、より多くを得ようという意志、食欲は、それが基礎をおくクレマティクス(Chrematistik)の経済感情と並んでアリストトレス(Aristoteles)によって蔑視されたものであった³⁶。経済感情が、慣れた伝統的生活方法を維持し続けるという方向へのみ方向づけられているならば、それには伝来の伝統的生産様式で十分であり、その変更ないし改良への切迫した必要は全く存在しない³⁷。

v. 科学の感情と態度における構造変化

自然科学的認識の経済的实践への適用を妨げてきた二側面的な障害は、啓蒙主義の接近とともに次々に克服され排除された。科学の感情と態度は、深遠な構造変化を経験した。それはすでに唯名論的スコラ哲学において準備されていたものである。ここにおける連続的

³⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.62.

³¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.62.

³² 「このピタゴラス的、神学的-観照的、哲学的-形而上学的自然科学は、創造者の英知をその作品のうちにおいて崇拜的に敬慕する使用を自覚していたのである」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.62.)

³³ 「僧侶の貴族的-秘教的自己感情は、彼らに与えられた高次の認識を尊厳的と感じていた。キリスト教の領域においては、自然認識の神学的性質、その上方への注視、その形而上学的階級意識はより強く展開した。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.62.)

³⁴ 「騎士たちは、技術並びに技術者を俗物と蔑み、あらゆる手工業を、当然、光栄ある戦争工業を例外として、汚いと見下した。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.63.)

³⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.63.

³⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.63.

³⁷ 近代の初めにおいて、このような意見の明白な確証を、1523年の針職人ギルド証書(Thorner Zunft-urkunde)に認めることができる。「いかなる手工業者も新しいものを考案したり、発明したり、使用するべきでなく、都市的、同朋的愛情からその隣人に従うべきである。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.64.) またリュストウによれば、それに続く世紀においても、多くの類似の規定が、発明や発明者に対する相応の施策と並んで伝えられている。(Rüstow, A. : *ibid.* S.64.)

な世俗化の過程において、自然の神秘はもはや敬虔的に見られることはなく、支配者は、それを彼の権力に利用するために機会を窺っていた³⁸。知識は力であり、この知識を通して獲得され、自然を克服して獲得された力は、技術的適用を通して行使され、証明された。技術は、惨めな低地に押し下げられていたところから、最高の、もっとも高慢な勝利へと転じた。このように西洋近代の自然科学は、当初から、ハイデガー (M. Heidegger) が印象的に表現したように、「行為と作為のための支配知識 (Herrschaftswissen)」として技術的利用可能性に方向づけられていたのである³⁹。

経済感情の領域においても、科学の感情におけると同様に革命的な価値転換が、成し遂げられた。ピューリタニズムの影響と、その教義に含まれる予定説の影響によって、クレマチスティック、獲得熱望は、それが享乐的な消費にばかりでなく、儉約的な蓄積にも奉仕するならば、古い欠点を免れるばかりでなく、まさに宗教的徳へと高められたのである⁴⁰。

この驚くべきダイナミックな経済感情は、その神学的基盤からもどんどん解き放たれた。この感情に奉仕して、経済的方法で多くの利益を急速に得る最も効果的な手段は、生産技術の改良、つまり技術進歩であった。様々な産業の生産技術に対する、その細目に至るまでに関心が 18 世紀にまさに大流行した。そのような内容の、多くの巻のある銅で装丁された多くの作品が、本の市場に溢れ、有名な大百科事典が現れた⁴¹。

しかし、あらゆるこれらの精神的、並びに社会的展開力の増大する圧力に対して、なお、後期中世のギルド禁止と規則が道をふさいでいた。それについては絶対主義国家がその監督的経済政策によって、さらに強化、先鋭化した。そしてまさに、このような絶対主義の重商主義的経済政策に、啓蒙の自由主義が対抗した。それに対しては、フランソワ・ケネー (François Quesnay) とアダム・スミス (Adam Smith) によって導入されたレッセ・フェール (Laissez faire!)、レッセ・パッサー (Laissez passer!) というスローガンのもとでの一般攻撃がなされた⁴²。

18 世紀の中頃から、19 世紀の初めにかけて、英国、仏、独などで障害が次々と取り除かれた⁴³。この自由主義は、自由競争の原則を主張し、実行したので、競争で負ける危険を犯

³⁸ 創造者の英知の前での経験で従順な敬慕は、ついには、支配者の意志の自意識的不遜や僭越となって現れる態度によって解消された。(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.64.)

³⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.548.。「しかしそこから帰結したことは、その成果が、この有用性というフラットな平面上に捕捉されたまま留まることは決してなく、むしろ、多元的な方法において、有用性の平面を踏み越えて、純粹認識知識の領域に到達した。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.548.)

⁴⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.65. できるだけ多く儲けて投資することは、今や、神の意に叶うことであり、彼の「選ばれた者であること」(Erwähltheit) を確固のものとする最良の方法であった。生業におけるそれまでの尊敬すべきとされた感情は、怠惰と、日々の神に対する賛美への準備の欠如の嫌疑をかけられた。(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.65.)

⁴¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.65.

⁴² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.66.

⁴³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.66. それによってこれまで科学の経済への適用を妨げていた堤防が

したくない者は、技術進歩の適用へと強いられた。競争によって鞭打たれた経済の技術進歩を巡る競争がその帰結であった。

vi. Vitalsituation の視点から見た技術進歩の影響

新しい技術進歩に見られた特徴として、その技術を利用する当該者にとって外生的に、また利用者自身とは疎遠な法則を追求している純粋科学の遠く高い平面からもたらされたという側面があった。技術と労働者の間に、さらに中間的な市民エンジニアという新たな地位が、利益を受け取った。どんどんこの技術進歩の本質が、それを適用しなければならない労働者には理解し得ないものとなっていった⁴⁴。これは、それまでの用具の時代においては、空間的に互いに分離して生じていた生産技術的改良が、その当時の当該の手工業部門自身、およびその必要性からもたらされ、この内生的起源ゆえにあらゆる当該者にとって、総じて身近で、直ちに理解しうる性質を持っていたのと対照をなす。

現在においては、技術進歩に対する評価は、技術に対してではなく、人間に関係させて行う必要が、ますます生じている。技術進歩は、本来、人間に何をもたらしたのか。リュストウは、Vitalsituation という現在の人間の社会的状況に着目することによってこの問題に答えている。すなわち、われわれの都市化、自然からの疎遠、人工的なこと、われわれの生活状況の多くの依存性などの要因は、社会的に不利な側面であり、われわれは休日にはそれらのものから逃れようと努力する。不合理に増大した人口のもと、持続的に高められた大経営的産業化によって、なおさらに増大する程度において、マス化と孤立化の危険に晒されている⁴⁵。一方、もちろん明白に改善された領域も存在し、彼は、医療の領域を例として挙げている。健康の基本ラインは、いつの時代も同じものであり、そこからのどのような偏差も、つまり病気、難病、早期の死は常に同じように不幸と感じられ、それに対してできる限りのことをしてきた。医療の技術の進歩によって、成功がより頻繁に生じ、失敗がより稀になった時、この点において事実上改善されたのである⁴⁶。

vii. 技術の責任問題、技術の中立性

いに破れた。精密科学の千年以上の展開の経過において、実践的適用をのぞいて、集められ積み重ねられたあらゆる種の有益な知識が、今や、経済の平面へ洪水のごとく流れ出て、ナイル川の泥の洪水のように肥やした。

⁴⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.68. 「技術進歩の、それを適用し、それに依存し、それに明け渡された経済の生産平面に対するこの他律性と外生性は、人々が抵抗しがたく引き渡されたと自覚している、より高次の抵抗し得ない悪魔的力の印象をされに強めた。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.69) 「あらゆるこれらのことが、本質的に、労働者の、彼の労働からの疎外に貢献した。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.69)

⁴⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.71.

⁴⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.72.

技術の責任問題、技術の中立性に関して、リュストウに引用されているカール・ヤスパーズ(K. Jaspers)の「技術の中立性」のテーゼは以下のようなものである⁴⁷。「技術は、それ自身、善でも悪でもない。しかし、善にも悪にも使用されうる。それ自身にはどのような理念もない。完全性の理念もないし、悪性の破壊理念もない。両者は、人間における別の起源から生じるものである。「技術は手段にすぎず、重要なことは、人間がそこから何をなすか、何のために技術は人間に仕えるのか、どのような条件の下に人間は技術をおくのか、に関わることである」。「技術の限界は、それがそれ自身で存在しうるものではなく、手段にとどまるということである。そのことによって技術は、両義的である。それ自身は、どのような目標を持つものでもないのだから、それは、彼岸にとどまるか、善および悪となる。それは救済にも、破壊にも奉仕する。それは、両者に対して中立にとどまる。まさにそれ故、それは、方向付けを必要とする」。

いかにして技術進歩のコントロール、制御はなされるのか。その適用のうち、どれが人間に望ましく、有益で、どれが望ましくなく有害であるかの検証、決定がいかにしてなされるのか。

ケッセルリンク(F. Kesselring)は、「技術の責任問題」について次のように述べている、「技術は疫病のように伝搬する。人は、彼らの現存在を基本から変更している、という感情におそわれ、それに抵抗するかどうかと疑心暗鬼になる。それに対して、当初、そして長い間、とりわけ偉大な発明者は、彼らによって作られたものは、人類の繁栄に役立つと信じた。今日われわれは、技術がわれわれの運命になったと知っている。この知識から、われわれは再び、そしてより切迫して、次の問を發する、われわれ人類は、この激動を単に、何か課されたこと、回避できないこととしてじっと我慢するか、あるいは、技術の無限の力を意味ある形で統括する可能性を探求するかである。なぜなら、学んだこと、創られたこと、あらゆる熱狂、努力、これらすべては有益であり、最終的に、さらに、大きな自然の調和から、われわれを導いていく。われわれの解決はそれゆえ、あらゆるわれわれの力、知識、能力を持って、上位に秩序づけられた深い責任意識に向かう目的設定を求め、技師をそのために鼓舞し、最終的に全技術的創造をそのために方向付けることである」⁴⁸。

これらのことに関連して、技術進歩が、強制的干渉なしに、民主的で自由な方法でなされた場合、人間に真に有益な方向に導くことに成功しうるか、という問題を立てることができる。もちろん人は本来的に研究を何らかの方法で制限されたり、禁止的に限定されるべきでないということは、あらゆる自由な立場に立つ者には明白なことである。まさに純粋な基本的探求にかかわるかぎり、この種の探求は規制されえないし、されるべきでなく、非制限へ

⁴⁷ Jaspers K.: *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte*, München 1949, S.153-154, (ヤスパーズ K., 重田英世訳『歴史の起源と目標』理想社、1964年), Zitierte in Rüstow, A. : Ortsbestimmung, III. S.80.

⁴⁸ Kesselring F. : *Das Verantwortungproblem der Technik*, Internationaler Kongreß für Ingenieur Ausbildung, Darmstadt 1947, Darmstadt 1949, S.25-26, 37. Zitierte in Rüstow, A. : Ortsbestimmung, III. S.558.

の自由の要求を持っている。しかし今や基本的探求から技術的適応への道は長く、費用のかかるものとなっている。

この点において、リュストウの挙げている事例を参考にすることができる。彼は農業における機械化や肥料技術の事例を挙げている。農業の機械化における技術進歩の例を見るならば、長期を通じて、大都市所有の必要性に集中していた⁴⁹。それはアメリカの巨大な小麦畑であり、ドイツの東エルベの大土地所有農業の必要性である。ここでは巨大な平方キロメートルの大地を、短時間で処理できる自動鋤や巨大なコンバインなどが製造された。しかし科学・技術的には、発明の天分および構成の才能を農民的小機械、小機材に集中させることも当然可能であったのである。

同様のことは肥料技術に関連した領域においても見られた⁵⁰。巨大化学の独占組織は、当然彼らによって製造された人工肥料の発展にのみ興味を持っている。それら自身の実験室及び、それによってファイナンスされた講座や機関はもっぱら人工肥料に取り組んでいる。農業経済一般、そしてまたわれわれの土地の将来にも非常に重要な、自然肥料の領域は、ここでは新たな科学的洞察に基づいて、基礎研究において偉大で重要な進歩がなされているにもかかわらず、技術的適用は軽視され、後方に退いてきた。

これらの例に際してももちろん、彼ら自身の手段を、彼らに望ましい方法において、自らの好みのために使用しうるということは、私的利害者に引き渡されていた。しかし、リュストウも述べているように、これまで純粋な職業利益が、ある方向に技術進歩を定めたように、将来的には、健全な社会的・経済的発展についての公的利益が、他の方向へ決めるべき必要性が増している⁵¹。公的手段の付加にかかわる部分においては、自意識的に公的利益が決定しうる。もしも技術的適用に至るまでの費用をカバーするために、公的・社会的手段が今後ますます要求されるならば、公共、並びに社会は、どのような方向に、またどのような目的のためにこの手段の使用が望ましく、支持しうると見えるかを評価し、責任意識的に考える権利と義務を有する⁵²。

この点は、ヤスパースが、技術に関して述べていることと同方向のものである。彼は、『歴史の起源と目標』のなかで、技術の中立性のテーゼと並んで、技術の方向付けについても次のように述べている、「人は、いかにして、彼の主人となる技術に対して、人の側で、再び要求を行うのか、という問題が残る」、「技術の指導は、技術自身から見いだすことはできず、それは自覚的なエトスから求められねばならない。人間自身が、方向づけに岐路を見出さなければならぬ。人は自己の必要を明確にし、検討し、その順位を定めなければならない⁵³。」

⁴⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.82

⁵⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.82

⁵¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.83.

⁵² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.83.

⁵³ ヤスパース K., 重田英世訳 『歴史の起源と目標』理想社、1964年.218- 219 ページ、「技術は手段であり、指導を必要とする」。

従って、ヤスパースにもリュストウにもその技術論に共通して認められる通り、技術によってどのような手段、および行為が、ここにおいてわれわれの意のままとなるかを問うとき、その答えは基本的に、人はそもそも経済および社会の将来、未来の経済の秩序をどのように考えているのかということに依存し、技術に方向づけを与えるということであると言えよう。

1 - 3. 経済の資本主義的退廃

i. 自由市場経済の成立

絶対主義の支配性は、経済政策の領域において重商主義としての形態をとった。重商主義は、16世紀半ばから18世紀にかけて西ヨーロッパで採用された政策である。重症主義の経済理論はイギリスからフランスに広がり、17世紀から18世紀のドイツでは、領主の財政を富ませる官房学(Kameralismus)が発達した。ここでの多くの規制に対する、市民的な経済の啓蒙主義的抗議は、オランダ、イギリスにおいて自由貿易の要請へ、またフランスにおいては、レッセ・フェールという標語へつながった⁵⁴。フランスの重農主義者(Physiokraten)は、自由市場経済の経済科学システムを啓蒙された絶対主義の利用になるよう立案した。アダム・スミスは、イギリスの議会-立憲の状況のもと、この新しい経済に、独自の古典理論としての自由-民主主義的形式を付与した⁵⁵。自由市場経済のこの自由理論は、経済上の行動の自由を熱望する市民に、より大きな鋭さと衝撃力を持つ精神的武器を与えた。その助けによって、事実上あらゆる重商主義の自由に対する制限が一步一步排除されていった。これは1846年、イギリスの穀物関税の撤廃、1860年、イギリスとフランスのコブデン-シュバリエ条約の締結につながり、1876年、最強のプロイセン-ドイツの保護関税の撤廃は、貿易政策的にも経済的自由の熱望されていた状態に本質的に到達した⁵⁶。

ii. 市場経済の変質

競争経済の解放に続く経済的飛翔は、楽観的な経済的自由の主張者の予言をもしのいでいた。しかし間もなく困難な弊害が現れる。独占が、邪悪な方法で、企業の自明の理想となり、国家的、並びに国際的カルテル、コンツェルン、トラストをあらゆる手段をもって追求したのである。国家は、多元的に解体し、それだけ一層、進んで、保護関税、海外貿易の規制、外交的干渉、あらゆる種の援助、税金政策的奨励、あらゆる考えうる援助を行った。経

⁵⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.159

⁵⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.159

⁵⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.159

営、並びに企業規模の最大化という巨大妄想的競争が始まり、誇大熱狂的社会によって賛同をもって付き添われ、鼓舞された⁵⁷。

労働者は、同じ方向における、自己援助へ差し向けられているのを見て、労働組合運動が、同様に成長し、権力的地位への競争の中も入り込んだ。それは彼らが、労働市場での独占的地位を熱望し、そのためについに、同様に国家の援助を求めるということによってであった。しかし何よりも、労働者の組織化は、当時の状況の下では、疑いなく重要な社会的前進であった。組織された労働者は、企業組合に対して、団体交渉権並びに争議権を獲得したのである⁵⁸。

反市場的現象は、19世紀の最後の4分の1以来、増大する程度において蔓延し、市場経済のうち続く退化へとつながった。公正な業績競争という意味における経済的自由の保護のために、あらゆるこの種の現象を、厳格にその萌芽において抑制することを任務としている国家並びに公的意見はこれをなさないばかりでなく、立法、判決、貿易政策、関税などを通して非常に様々な方法で、この現象を要請したのであった⁵⁹。市場経済の究極の決定的退化は、直接、間接に、干渉的、保護的、独占要請的な国家の施策の積み重ねを通してもたらされた⁶⁰。

自由市場経済が機能障害に陥ったことの宗教史的背景に関しては、リュストウの初期の著作である、『宗教史的問題としての経済的自由主義の機能障害』の主要内容として取り扱われている⁶¹。彼によれば、経済的自由主義の思想的背景をなすのがストア主義的理神論であり、宗教的信仰によって満たされていた。すなわち、市場法則は、その中へ人間が施策を持って干渉することが越権的かつ罪悪であるような神の世界理性の流出 (*Ausflüsse der göttliche Weltvernunft*) であり、その半神学的合理主義におけるオプティミスティックな絶対性迷信が社会学的盲目性 (*Soziologieblindheit*) につながった⁶²。ここで社会学的盲目性とは、そのもとでのみ市場法則が十分に作用する国家社会学的条件に対する宿命的な盲目性であ

⁵⁷ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.160

⁵⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.160 「市場経済の解体現象において、ドイツは先導者であった。一方、経済的自由への道において、理論的にも実践的にも頂点にあったイギリスは、国家的多元主義に対してと同様、大きな抵抗を示した。イギリスは、この後退を中止することを一種の徳義上の義務と感じていた。」 (Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.161.)

⁵⁹ 公的意見を身に着けた大衆の、古典理論を通して明らかにされた市場経済の機能様式についての無知、巨大妄想、記録熱望、金銭力ある利益団体の国家政策への暗黙ないし明白な影響があらわれた。不利益を受けた対立利益者の圧力のもと、独占主義に対する立法的な対抗施策がなされるどころでは、市場施策は、本質的に有効性の乏しいものにとどまり、主として、不適切な申請者を黙らせ、不平を言う市民には目に砂を振りかけることにとどまる。(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.162)

⁶⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.162

⁶¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.161. vgl. A. Rüstow : *Das Versagen des Wirtschaftsliberalismus als religions-geschichtliches Problem*, Istanbul 1945.

⁶² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.162.

る。つまり、強く独立した国家の厳格な市場政策が、あらゆる私的独占形成、および禁止的競争を排除する限りにおいてのみ、市場経済は、自己利益と全体利益の自律的均衡に奉仕することができるのである⁶³。リュストウは、19・20世紀に現れた「資本主義的」(Kapitalistisch)と呼ばれる経済は、完全競争の市場経済の「困難な病的退化形態」、それどころか「真の競争経済の反対物」を表すとしている⁶⁴。

iii. Vitalsituation の視点から見た労働者の社会学的状況の変化

資本主義経済においてリュストウが特に着目するのが、Vitalsituation の概念によってとらえられる労働者の社会学的状況の変化である。この視点の下では、16世紀以降のプランテーション経済、大土地所有経済、19、20世紀の産業において展開した大経営と、市民的-手工業的、小経営、家族経営の間の基本的な差異が明らかとなる⁶⁵。

労働者は、従来、農民ないし手工業者として、その全生活を彼の農場または仕事場、あらゆる自然的ゲマインシャフトの密接で最も自立的な場所である家族、において遂行していた。彼らはこの有機的埋め込みから強制的に引き裂かれ、彼の生活のもっとも大きく、かつ最も重要な部分、つまり労働において、全く疎遠な人びとともに閉じ込められている⁶⁶。彼らとは、あらゆる者に対してと同じ労働命令の、同じように抽象的な冷たい強制のみを共有している。それは、考える限りゲマインシャフトと疎遠な形式である。我が家のようなゲマインシャフトの暖かさから、外面的なゲゼルシャフトの冷たさへの、社会学的な急激な温度の下降が生じた⁶⁷。生共同体としての家族は、それを通して最もひどく侵害され、残余形態へ低下させられた。農民と手工業者は、従来その農場及び仕事場で、現実に自身の主人であり、労働分割、労働時間については、自立的、自己責任的に決定していたが、今や、労働者として朝から晩まで見知らぬ強制と命令のもとに置かれる。労働報酬は、業績及びその成果と自然で目に見える関係にはない。大経営はより先鋭な労働分業への傾向を持つので、個人の労働の業績はより部分的となる。それは個人が、もはやわずかしか見たり理解したりで

⁶³「資本主義経済の決定的自己破壊は、自由主義経済構想の実行においてではなく、この構想の基本草稿に対する明白な背反行為においてもたらされたのである。国家が、アダム・スミスの企業家の干渉熱望についての、人の心を動かす警告を肝に銘じていたならば、自由市場の経済発展段階は踏み越えられなかっただろう。この敷居を踏み越えることは、国家の困難な多元主義的解体への宿命的傾向が現れたのちのことである。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.163.)

⁶⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.163.

⁶⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.168.

⁶⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.169.

⁶⁷ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.169.

きない全体の部分なのである⁶⁸。

1 - 4. 国家の多元主義的解体

i. ヨーロッパにおける法制関係・行政制度の展開

1689年から1789年のイギリスは、あらゆる進歩的な法制度の努力がなされ、各国において承認された模範をなしていた⁶⁹。一方、1789年のフランス革命以降のフランスの法制度は、イギリスの法制度が周辺国家にとって容易に理解しにくいものであったのに対し、遙かに理解が容易であり、常に合理的で見通しのきくものであったため、その模範は先導的なものとして作用し、多く取り入れられた⁷⁰。

ii. フランスにおける多元主義の形成

フランスでは、フランス革命時の1789年、数百年にわたり歴史的に成長してきた統一体としての、古い行政組織(Provinz)が、意識的に、かつ直接に、根絶させられた。国民議会において原子化傾向のもっとも急進的で最も成果のある先導者であったシエイエス(Sieys)を中心として、1789年12月、フランスの新しい行政区分としてのコミューン(commune)の創設がなされた⁷¹。活動範囲や権限が制限された44,000のコミューンの創設は、1789年に誕生した新しい中央政権にとってその優越性を保障する結果となった。この時なされたフランスの「強制的な人類地理学的原子化」⁷²は、相応の帰結を伴った。すなわち、ラジカリズムを伴って追及された目的は完遂され、当時から再び、地域的基盤を持つ内戦は起こらなかった⁷³。フランス革命は、古い根を持つ確固とした強制的オーガニゼーション

⁶⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.169.

⁶⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.172.

⁷⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.172.

⁷¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.172. フランスの領土を720の大きいコミューンに分けることを報告書の中で提案したトゥーレ(Thouret)などの有力代議士の意見に反して、1789年の憲法制定議会は既存のすべての地域共同体のアイデンティティと特殊性を重視し、「あらゆる都市、町、教区を中心に発展してきた共同体、又は農家の集まりを、コミューンにする」という原則を採用した(1789年12月22日法第7条)。こうして、44,000のコミューンが誕生した。その規模にかかわらずすべてのコミューンの地位は同一であるという原則が憲法制定議会によって採択された。(財)自治体国際化協会 パリ事務所、「フランスにおける基礎自治体の運営実態調査」『Clair Report No. 331』、October 10, 2008、p.38.)

⁷² Rüstow A. : *Ortsbestimmung, III.* S.172.

⁷³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.172.

を、目的意識的・反封建的合理主義において粉碎したのであり、ここに絶対主義の垂直的な均等化作用が、水平における中央集権的粉碎を通して完成されたのである⁷⁴。

まもなくナポレオンの没落の後、専制主義の圧力は緩み、議会主義の道において、「ゲゼルシャフト」が国家を手に入れるようになる⁷⁵。それは凶暴な資本主義的展開にある金権制的ゲゼルシャフトであった。従ってここではもはや有機的に組織された民族的統一ではなく原子化された大衆であり、党派形成の方法において、個々の利益の堆積へと固まり始めたのである。一般にいかなるこの利益の堆積も議会主義の活動規則に従ってのみでは多数を獲得するのに十分大きくなかったので、多数派形成は様々な提携と通して可能となった。これは今日、プルーリズムと呼ぶ統治システムである⁷⁶。

iii. ドイツにおける中・小組織の解体

ドイツでは、絶対主義は個々の領邦でのみ実行されており、中世からの中、小の国家組織の乱雑な充満が保持され続けた。またそれらのもの内でかなりのものがまさに文化領域で最高に実りある活動をなしていた。ドイツではフランスと異なった方法で、特殊にドイツの方法で、中小組織・領邦の解体の動きが遂行された⁷⁷。

1801年のフランス革命戦争の講和条約としてのリュネヴィル講和条約(Luneviller Friede)において、ライン川左岸のフランス革命軍の支配地域をフランスに併合することが決定された。ここで被害を受けたドイツの領主たちに、別の領土を割り当てる補償を神聖ローマ帝国内で行う取り決めとして、1801年レーゲンスブルクの帝国議会に代表者会議が設置された。ここに少領主の領土に対するもっとも大きな形の侵略が開始された⁷⁸。1803年のレーゲンスブルグ帝国代表者会議主要決議から1806年の間に、たいいていの地上の小組織、少領邦は大きな被害を受け、大中規模領邦への集約がなされた。当時の領主革命がもたらしたものは、ドイツの法政闘争の数百年において決して可能とは考えられていなかったものである。それは、後期中世以来のすべてのドイツの市民戦争よりも、ドイツの国家の形成にとって、影響の大きいものであった⁷⁹。それはこれらすべてのことは、何百もの帝国法的、民族法的

⁷⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.172

⁷⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.174

⁷⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.174

⁷⁷ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.177.

⁷⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.177.

⁷⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.177. 「プロイセンは、ライン川左岸の喪失を他のものよりも多く背負い込み、この補償要求、すなわち略奪行為において、帝国諸都市の頂点に立ち、収益を確実にもたらすことにおいて、プロイセン以上に急いだものはなかった。」 (Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III*. S.177.)

な法と契約の破棄を通して、唯一、より強い「法」の基礎にのみ基づいて行われた⁸⁰。

iv. ドイツにおける多元主義の形成

ドイツは多元主義への道において当初は強く背後に後退していた。これには多くの理由があるが、わてけも宗教改革以来のプロイセンの役人気質は、自立的並びに独立的な国家権威の、比較にならないほど高い標準を具体化していた⁸¹。ドイツにおいては、古い公権国家(Obrigkeitsstaat)の思想が根本において潜んでいる。神に意志された公権へのあらゆる反抗は、もとより蔑むべき悪であると見なされる。プロイセンのハインリヒ・フリードリヒ・フォン・シュタイン(Heinrich Friedrich Karl vom Stein)の役人気質は、事実上この公権国家の理想的な形体を熱望し、またかなりの程度それに達した。この伝統に立つものは意識的にせよ、無意識的にせよ、非常に注目すべき種の啓蒙された公権国家の理想を持っている。それは帰結として、党派的政党もまた意見政党、確信政党として、彼らの世界観的に基礎づけられた意見を、国家権威の公使においてなし、一般意志の解釈を、前景に立てねばならなかった⁸²。

ドイツにおける多元主義の古典的形成は、ワイマール共和国において見いだされる⁸³。ワイマールの法政自身、すでに多元主義的妥協として成立したものである⁸⁴。その創始者たちにおいては当然、多元主義は全く意識されていない。しかし、法政社会学的に、法制度の文脈の諸機能を具体的に完遂するための機能は総じて弱くしか発展させられていない。ここで国家の影響範囲のさらなる拡大が、国家装置を通じたその都度支配的な利益集団の影響範囲の拡大とともに生じた⁸⁵。

国家が従来に限界を踏み越え、あらゆる可能な生活領域が国家活動のなかに編入される。このことは、国家の過度の力の兆候のように見えるが、実際には、国家の全能でなく、国家の無能力を示すものであった。国家は、どんな利益によって引き裂かれる。おのおのの利

⁸⁰ 「大きな魚が小さい魚を食べ、このことは、戦争や革命が、通用している平和の法の力をなくすこともなくなされた。」(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.177) また 1803 年の決議は、神聖ローマ帝国の崩壊にも大きな影響を与えた。

⁸¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.178.

⁸² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.181.

⁸³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.179 これに先立って現れた、東エルベのユンカーであり皮肉的な現実政策家であるビスマルクは、意見政党ならびに意見に誠実な役人から憎まれ、妨害された。彼は、役人を買収するよう努力した。そして、古い意見政党に餌を与えることを通して、国家の棚から利益集団の集積に変換しようとした。また、ビスマルクは、保護関税の問題を扱うに際して、ドイツ農民と鉄鋼産業の間の協力を作り出そうとした。(Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.178.)

⁸⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.179.

⁸⁵ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.179

益を追求する組織は、一揃えの国家権力をもぎとり、この目的のために国家は解体する。これはまさに、この過程において、国家は主体でなく苦しむ客体であり、むしろ主体は利益集団であった⁸⁶。

v. 多元主義社会における個別利益と一般利益の調整

多元社会においては、各人の個別利益をいかに調和させるかという問題がまず存在するが、リュストウは、個別利益とは異なる社会の一般利益、あるいは国家の全体利益が存在する事を主張し、両者の間の調整の問題が浮上する。

リュストウによれば、われわれの属するようなゲゼルシャフトにおいては、多くの人々が、各々いずれかの利益の方向性に属している。同じ同等の利益を持った人々が、この彼の利益を、それを通して効果的に代表しうるために集団行動をするということは、世界の不可避の実態である。一部の利益は互いに交差し、一部は対立しながら、利益者が互いに平衡している。これらのパラレル、あるいは対立する利益を持つものとの間の様々な単なる妥協は、しかし、それを通して全体利益が実現するためにいかなる保証も存在しない。一般性の犠牲のもとでの個別利益に基づく合意は、いかがわしい妥協と言うほかない⁸⁷。

にもかかわらず、そのような集団利益の相対立する平衡が、当初は必要とされることは自明である⁸⁸。まず、いかなる利益が存在し、彼らはいかに互いに行動し、いかに交差しているかが、そして彼らはどの部分を断念しなければならないか、が確認され、討議されねばならない。これらの討議は、もともと下位の平面において、場合によってはすでにある種の平衡につながる。

しかしこれは決して十分ではなく、いかなる個別利益とも一致しない、そしてそのようなエゴイスティックな部分利益の単なる討議においては、それがなお理性的な方法で生じたとしても、墮落するであろう一般利益が存在する⁸⁹。すべてのものに関心を抱くべき多くの全体利益が存在するが、それらの関心は、非常に大量の特殊利益の背後において現れているので、各々のものは、全体利益のためには、他の方法で配慮がなされうると考えている。われわれはすでに、エゴイスティックで特殊的な利益の意味における利益代表の不可避性を承認し、それらに活動空間と承認を与えることに健全と考えているが、そのみによっては、全体の一般利益の保証はなされていない。

国家の平面、全体利益の平面においては、なお知覚されていないものの、その擁護が、あらゆるものがそれで害を被らないとしても、緊急を要する事象が存在する。特殊利益の平面

⁸⁶ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.179

⁸⁷ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.181.

⁸⁸ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.181.

⁸⁹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung, III.* S.182.

において、それは自己の法則と可能性を伴って存在しているが、下位の平面における部分利益の単なる集積や平衡に由来するのではない、それらと同様に自己の法則と不可避性をもつ、全体利益が、それを超えて存在している⁹⁰。そして、もし犠牲への準備がなければこれらの上位におかれた全体利益の擁護がもはや可能でない場合においては、それは、命令的に特殊利益の犠牲を要求しうる。

利益集団が大きくなり、それを主張する人の数が多くなるほど、それはこの上位の全体利益に突き当たり、この全体利益への彼らの共同責任性も大きくなる⁹¹。集団がより大きくなり、その衝突がより強くなれば、全体利益が害されるべきでない時、これらの集団の洞察と犠牲への準備がより多く要求されねばならない。そのような犠牲の準備は、純粋に自己の計算においては、一般に人間にとっては不当に高い代償の要求となる。公然と全体利益を擁護しなければならない立場とは、その任務が、全体利益を、最高の知識と良心に従って、確信的で、率直で、公平で、事実即し方法で、知覚し擁護するような政府である⁹²。そのような政府は、公的意見を大規模に方向付ける必要が生じる。それに際して配慮されねばならないのは、政府において頂点を形成する、国家国民の政治的意思形成は、本来的に、そして明確に認識可能な責任制の下で完遂されねばならないということである⁹³。そのようにしてのみ、現代の自由民主主義の平面で、多元主義の克服は可能となる。

下位におけるプルーラリズム、つまり国民における多様な政治的見解、意志方向の存在は、今日、もしも全体主義的な強制を通して排除されるべきでないと考えらるならば、まさに正当化されねばならない所与性である。しかし、他方、もし国家が、生存可能であるべき時、頂点において、統一的で明確な責任的意志が必要である⁹⁴。したがって自由-民主主義的法政政策の課題および技術は、下位における多元主義を、強制なしに、上位における統一性へと向かわせることである。この法政政策を解決するもっとも効果的なものは、明確な責任意識的意思形成につながる選挙権である⁹⁵。

vi. リュストウの個別利益と一般利益の調整に見られる特徴

リュストウは、個別利益と異なる社会の一般利益あるいは国家の全体利益を認めている点で、経験的に把握された諸個人のみから社会が構成されるとする個人主義的社会観とは異なっている。リュストウは人間観において、ある種の共同体的人格を想定している結果、

⁹⁰ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.182.

⁹¹ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.182.

⁹² Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.182.

⁹³ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III. S.182.

⁹⁴ Rüstow, A. : *Ortsbestimmung*, III.S.183.

⁹⁵ リュストウは、ここでもっとも適切な選挙権は、英国型の単純な多数決であるとしている。Rüstow,A. : *Ortsbestimmung*, III. S.183.

それが社会の一般利益を認識する根拠となっている。リュストウにおける個別利益と一般利益の調整に見られる特徴を明らかにするためには、例えば、同じく社会の一般利益(共同善)の内容に関して詳細かつ厳密に規定しているアルトゥール・ウッツ(A.F.Utz)の議論と比較することで明らかとなる。

ウッツにおいて、社会の一般利益である共同善は、ア・プリオリに力を持つ課題である⁹⁶。しかしここにおいて一般利益は、歴史過程の内、あるいは社会の内ですでに存在しているものではなく、その具体的な内容自体は、社会成員により、自由な道徳的責任において規定される。何が一般利益かというその内容は、単に投票メカニズムの産物ではなくて一つの価値であり、共同善は、社会成員の全面的活動能力が知られるときに初めて、具体的に規定できるものとなる。そしてそれらの能力は社会成員の自由な発展の状態が経験的に確定されて初めて明らかとなってくる。社会の一般利益(共同善)は全く無内容ということはあり得ない。それは常に、倫理的・法的な基本価値を表し、この価値の要請は、社会全体のなかである一部のものが、社会の基本価値に違反してくる場合に、その実在性を明らかにする場合がある。その典型的な例は、薬物の乱用である⁹⁷。

ウッツの議論の社会的な領域に目を向けるならば、われわれは今日においても、ストライキやロック・アウトは企業者と労働者との間での正当な対決手段だ、と確信している。しかし、ストライキやロック・アウトといったラディカルな手段を労働争議の公正な解決策となしてきた諸条件は、一定の条件の下では正当性を失っていくことを認めなければならない。すなわちラディカルな手段の投入によって、何らかの妥協の場合に双方で失われるであろうよりもいっそう大きな価値が社会で犠牲にされることがあってはならないのである⁹⁸。

以上のようなウッツの議論とリュストウの議論を比較すると、ウッツの場合は共同善の権力的規定には慎重であるべきという立場がとられているのに対し、リュストウは、個別利益と社会の一般利益との間に明確に上下関係を想定しているとともに、一般利益の内容が政府によって明確に認識されることが想定されるなど、一般利益の内容が権力的に規定される側面が強いと言える。ウッツは、一般利益の調整問題は投票メカニズムによって解決される種類のものではないと考えているのに対し、リュストウは、投票による単純多数決の民主主義が最適の解決手段と考えている。

⁹⁶ Utz A.F. : *Zwischen Neoliberalismus und Neomarxismus. Die Philosophie des Dritten Weges*, Köln-Bonn 1975.(ウッツ A.F. (野尻武敏訳)『第三の道の哲学』新評論、1978年、165-166ページ)

ウッツは次のように述べている、「人間のうちに、確かに自由を与えられ自由な生活形成を本来のあり方とするが、すべての生活課題を自分だけのために果たすのではなく、それをはじめから社会全体の文化への一つの貢献と考える人格が見いだされるならば、単なる個別利益の調整の観念とは隔たった諸人格の統一の像が生じる」

⁹⁷ 『第三の道の哲学』166ページ

⁹⁸ 『第三の道の哲学』170ページ

2. Vitalsituation、Vitalpolitik の視点が今日の経済・社会政策に対して与える影響について

本節では、リュストウの現代の位置づけを巡る社会学的分析とそこから導かれた政策論の今日的意義に関連した事柄を中心に取り上げる。現代の位置づけの議論に関連して、人間の社会学的状況の分析を表すものとして用いた彼の Vitalsituation や、政策関連の文献で取り上げられた Vitalpolitik の概念が、今日、欧州を中心として社会的包摂や社会的統合をめぐる政策の議論が活発化する中で、新たな政策的意義を持つものとして捉えられるようになった。以下の議論から明らかとなるように、Vitalpolitik は、包摂的社会政策の指導像の形成において、生活状況の命題や、実現の機会に関する命題と並んで、その基本命題の平面で貢献をなしうると考えられる。また、Vitalpolitik は、伝統的社会政策、並びに伝統的再分配政策と互いに補完しあうような政策領域の考え方を提供している。

2-1. 現代の社会的包摂を巡る議論との関連における Vitalpolitik

欧州では、2000 年欧州連合(EU)のリスボン理事会において、貧困と社会的排除の除去を決定的にもたらすために、各国に介入を促した。それと並んで、構成各国は、貧困と社会的排除の克服への戦略を、公開された調整方法の基礎の上で、作成することが取り決められた⁹⁹。これに基づき構成国は、貧困と社会的排除の国家アクションプラン NAP(Eingliederung)を作成する。これは、社会的包摂(統合)を、欧州連合全ての地域において確実にするという課題設定への明確な政治的決意と理解されるものである。構成国は、そのことの内に、連合の社会的目的のためにそれぞれの国が踏み出すことを確認し、経済的近代化が貧困と排除の克服への諸施策と手を携えることを確認した¹⁰⁰。

欧州連合の社会的統合共同報告書では、社会学的排除概念は次のように定義されている¹⁰¹、「特定の人々が、社会の縁に追いやられ、彼らの貧困または、不十分な基礎的能力のゆえに、あるいは生涯的な学習の機会の供給の欠如のゆえに、あるいは差別によって、正規の参加を妨げられているプロセス」。また同報告書では、社会的包摂は社会的統合(Soziale Eingliederung)という表現が使われ、次のように定義されている¹⁰²、「それを通して、貧困と社会的排除の脅威のさらされている人々が、経済的、社会的、文化的現象に完全に参加し、彼らの住んでいる社会において標準的に妥当している生活水準や福祉を享受する不可欠の機会と手段を保持することが達成されるプロセス。」

⁹⁹ Europäische Kommission :*Gemeinsamer Bericht über die soziale Eingliederung, Generaldirektion Beschäftigung und Soziales*, 2004.,S.5.

¹⁰⁰ Europäische Kommission :*Gemeinsamer Bericht*,a.a.O.S.5.

¹⁰¹ Europäische Kommission :*Gemeinsamer Bericht*,a.a.O.S.12.

¹⁰² Europäische Kommission :*Gemeinsamer Bericht*,a.a.O.S.12

社会的包摂の概念は、包摂によって避けられるべき社会的排除の概念自体が、さまざまな形態の除外、機能的な排除、存在的不必要からなる抽象的な集合概念であることに伴い、それ自身、相応に多元的次元からなる集合的概念でありまた戦略である¹⁰³。コロナウーは、避けられるべき排除の種類を、労働市場からの排除、社会的孤立を通しての排除、経済的、制度的、文化的、空間的排除、と総括して、それぞれについて詳細に説明している¹⁰⁴。

社会的包摂もまた、ミクロの側面とマクロの側面が結びついた、また経済的、社会的、文化的諸側面から展開がなされねばならない多元的な戦略である¹⁰⁵。社会的統合共同報告書においても、これまで達成された取り組み上の進歩の一方、さらに取り組みねばならないこととして、多次元的アプローチの採用が挙げられている。ここでは、住居、生活状況、学習、文化、地域への統合等の諸側面からの接近が不可欠とされている¹⁰⁶。

ドイツにおいて、全ての社会報告は、何らかの形で、貧困と排除への対抗概念としての参加、並びに社会的包摂を主張している¹⁰⁷。1999年から始められた、ドイツ連邦教育・研究省の研究資金による「ドイツの社会経済発展への報告書」では、社会的排除または包摂を理論的に考察し、操作化し、実証的に検証することを行っている。2019年には、第3報告書「排他的な参加、利用されない機会」が公開されている¹⁰⁸。この報告書で、理論的考察の基礎をなしているのは、ドイツにおいて中心的に展開されてきた生活状況アプローチ、ならびに国際的に展開されてきた A. セン(Amartya Sen)の能力アプローチ(ケイパビリティ・アプローチ)である¹⁰⁹。

2019年の報告書、「排他的な参加、利用されない機会」では以下の内容が報告されている¹¹⁰。1) 2008年の経済危機以来、移住民と出生率の上昇は可能な人口的発展の帯域幅を拡大し、潜在的就業人口の高齢化と減少を遅らせた。しかし既存のマクロ経済学的諸構造における経済成長は、参加諸条件のいかなる一般的な改善にも作用せず、不平等の危機を増大させた。望ましい全体経済的諸条件を利用するアクティブな経済、社会政策によって、多様な伝記と生活様式を伴った人々に、より平等な参加を可能とすることができる。2) 雇用シ

¹⁰³ Sesselmeier W./A.Yollu-Tok: Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze, in Julian Dörr, Nils

Goldschmidt, Gisela Kubon-Gilke, Werner Sesselmeier (Hg.): *Vitalpolitik, Inklusion und der sozialstaatliche Diskurs*, Theoretische Reflexionen und sozialpolitische Implikationen, 2016., S.156.

¹⁰⁴ Kronauer, M.: Soziale Ausgrenzung und Underclass : Über neue Formen der gesellschaftlichen Spaltung, in : *Leviathan* 25, 1997, S.28f.

¹⁰⁵ W.Sesselmeier/A.Yollu-Tok: Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze, a.a.O.S.156.

¹⁰⁶ Europäische Kommission :Gemeinsamer Bericht,a.a.O.S.7.

¹⁰⁷ Bartelheimer, P. :Exklusive Teilhabe, ungenutzte Chancen: Einführung. In : *Berichterstattung zursozioökonomischen Entwicklung in Deutschland: Exklusive Teilhabe - ungenutzte Chancen*; dritter Bericht ,2019, S. 5

¹⁰⁸ *Berichterstattung zursozioökonomischen Entwicklung in Deutschland*,a.a.O.

¹⁰⁹ Bartelheimer, P. :Exklusive Teilhabe, ungenutzte Chancen: Einführung,a.a.,S.5.

¹¹⁰ Bartelheimer, P. :Exklusive Teilhabe, ungenutzte Chancen: Einführung,a.a.,S.5-13.

システムにおいて、より多くの人々が以前より編入されている。そして社会保障給付は以前より強く雇用ステータスに依存している。一方、不安定な潜在性を伴った個人的雇用は連続的に増加している。国家的規制、社会保障、集团的利益代表組織は、相対的に安定した雇用と相対的に脆弱な雇用の雇用履歴が並立するように対処しなければならない。3) 増大する雇用と減少する失業は、雇用システムの区画を本質的に変更していない。またそれは、より多くの職業的機会の平等につながっていない。経営的雇用の不確実性はより排他的であり、下位の部分労働市場からの上昇はより困難である。到達された教育上の終了資格は、本質的に雇用システムにおけるポジショニングを決定している。4) 雇用、賃金所得、家計所得は全体経済的平面において、過去数年において拡大する方向に展開した一方、増大する物質的不平等の傾向は持続している。基礎的保障水準における経済は、社会的に通常的生活様式の多くの活動、消費可能性と行動可能性から排除されている。5) 雇用システムにおける社会的な不確実性が再び高まったので、より高まった雇用参加において同時に、就業人口のより多くの集団にとって、より高められた社会的保護の必要が生じている、などである。

また 2000 年の初めに、赤緑連立政権期において、ドイツにおける貧困と富に関する規則的な報告を命ずることが取り決められ¹¹¹、2001 年に「連邦政府貧富報告書 (Armut- und Reichtumsbericht der Bundesregierung)」第 1 報告書が公開され、2005 年の大連立政権への移行に際しては、報告を続行することが取り決められ、2008 年の第 3 報告書から、2021 年の第 6 報告書までが公開されている¹¹²。

この報告書は、そのタイトルから明らかなおと、富の次元に関する従来の社会構造分析を拡張したものであった。貧困に関しては、国家的平面で寄せ集められねばならない数多くの情報が既に存在する一方、社会の富についてはこれまでほとんど知られていなかった¹¹³。物質的並びに非物質的な参加機会の全体性として生活状況アプローチは、この報告においても概念的基礎を形成している¹¹⁴。報告においては、A. センの実現可能性の理論もまた取り入れられており、貧困は、ただ物質的資源の欠乏のみでなく、参加の機会における欠如であると捉えられている¹¹⁵。また富はそれに対して、社会的生活に参加することを高い程度において可能にすると結論付けられている。

¹¹¹ これは、1995 年 3 月コペンハーゲン(デンマーク)で開催された社会開発サミットのアクションプログラムに盛り込まれた内容としての、国家的な貧困報告を作成する義務に従ったものである。
Dörr J./ N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.Liebertismus für den Menschen, Julian Dörr, Nils Goldschmidt, Gisela Kubon-Gilke, Werner Sesselmeier (Hg.): *Vitalpolitik, Inklusion und der sozialstaatliche Diskurs*,2016, a.a.O.,S.59.

¹¹² Bundesministerium für Arbeit und Soziales : *Lebenslage in Deutschland. Der Sechste Armut- und Reichtumsbericht der Bundesregierung*, Berlin, 2021.

¹¹³ Dörr J./ N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.60.

¹¹⁴ Dörr J./ N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.61.

¹¹⁵ Dörr J./ N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.60.

生活状況アプローチは、ゲルハルト・ヴァイサー(Gerhard Weisser)の生活状況(Lebenslage)に関する理論の系統に属するものである。生活状況アプローチでは、個人の生活の「外的諸条件」に焦点が当てられ、ヴァイサーは、人間学的に導出された必要のカatalogの導出を行った¹¹⁶。この系統に属する今日の理論家であるナーンゼン(I. Nahmsen)は、「一般的に必要な充足あるいは利益の充足のための空間は存在するか」¹¹⁷を問題にし、個人にとっての外的社会的枠を表す5つの条件の配置図を提案している。すなわち、所得と財産の活動空間、接触と協働の活動空間、学習と経験の活動空間、再生と余暇の活動空間、そして処分の活動空間である¹¹⁸。こういった生活状況アプローチの視点を反映して、連邦政府の第6貧富報告書でも、富や貧困の指標、所得と財産の分配、社会的可動性と並んで、個別の生活状況の深められた分析として、職業生活、教育、居住、健康、社会的並びに政治的参加と自発的な関与といった諸問題が詳細に扱われている¹¹⁹。貧富報告書は、現実の展開の考察と並んで、常に基本的に、如何にして分配の成果は生じるかを問題にしている。如何に人間は、社会の様々な領域から貧困と富の分配と発展を知覚し、それを評価するか。何が貧困状況の変化につながるか。それは生活状況、自尊心、生活の形成に、どのような形で作用するか。そして何より、如何にして不利な状況にある両親の家庭に生まれた子供の教育と参加の機会が、確実に改善されるか、を重要視している¹²⁰。また第6報告書では、今日のような危機の時代には、報告書で考察された生活状況としての、「職業生活」「教育」「住居」「健康」「社会的参加」が互いに結びついていること、並びにそれらが、危機の克服にとって重要性を持っていることが強められた形で前景に現れた、と述べられている¹²¹。

リュストウの Vitalsituation の考え方は、現代の社会的包摂を巡るアプローチといくつかの接点を持っている¹²²。Vitalsituation は、それぞれの個人の日々の生活を刻印する環境である¹²³。この Vitalsituation においては、経済的諸条件にかかわることは少なく、むしろ全体的な生の状況にかかわる。それは例えば、近隣関係への埋め込みを含んだ居住と定住の様式、小家族と大家族の望ましい関係、職場の諸条件と環境、自由時間形成の領域、などから構成

¹¹⁶ Dörr J./ N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.61.

¹¹⁷ Nahnsen I.: Bemerkungen zum Begriff und Geschichte des Arbeitsschutzes,in Osterland, M.(Hg.) : *Arbeitssituation ,Lebenslage und Konfliktpotential*. Festschrift für Max E.Graf zu Solms-Roedelheim, Frankfurt a.M.,S.145.

¹¹⁸ Nahnsen I.: Bemerkungen zum Begriff und Geschichte des Arbeitsschutzes,

¹¹⁹ Bundesministerium für Arbeit und Soziales : *Lebenslage in Deutschland*. Der Sechste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung, Berlin, 2021.Teil C,S.249-437.

¹²⁰ Bundesministerium für Arbeit und Soziales : *Der Sechste Armuts- und Reichtumsbericht*, a.a.O.S.2.

¹²¹ Bundesministerium für Arbeit und Soziales : *Der Sechste Armuts- und Reichtumsbericht*, a.a.O.S.2.

¹²² Sesselmeier W./A.Yollu-Tok: Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze,a.a.O.,S.165.

¹²³ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*, Ordnungspolitische Konzeption und Einfluß auf das wirtschaftspolitische Leitbild der Nachkriegszeit in der Bundesrepublik Deutschland, Stuttgart,2000, S.52.

される¹²⁴。ここでは純粋に経済的-物質的な価値を議論しているのではなく、非常に早期にポスト物質的な価値を設定している¹²⁵。また社会学的な新自由主義という立場に着目するならば、リュストウの概念においては、個人の自由に焦点を当てながらその拡張がなされていると見ることができる。彼においては、古典的自由主義において要求されていた消極的な自由のみが重要なのではなく、何かへの自由、積極的な自由がまた重要なのであり、人間の社会的状況や、市場の外部にある生と社会の構造の考察に向かっているのである¹²⁶。

彼の *Vitalpolitik* の目的は、望ましい *Vitalsituation* に到達することである。そして彼は、*Vitalsituation* を、人間の幸福に、広義の意味で作用するすべての生活環境を包括するものと捉え、*Vitalpolitik* を広範囲に及ぶ包括的な政策とみている¹²⁷。例えば彼は、「われわれの経済・社会政策のプログラムの重要な構成要素は、伝統的社会政策のように物質的測定可能性を考慮に入れるばかりでなく、それを超えて、労働する人間の *Vitalsituation* にとって本質的に決定的なあらゆる諸環境を考察の対象とする」¹²⁸と述べている。

2-2. 出発点の正義

Vitalsituation も *Vitalpolitik* も個人の自己展開の形成を視野に収めた概念である。社会のすべての個人における自己展開の可能性を考察するに際して、リュストウは、第一義的には社会的弱者それ自身に目を向けるのではなく、それに代わって、社会秩序の内部での公正なスタート条件の創設を要請する¹²⁹。リュストウにおいて、積極的な自由としての *Vitalsituation* の意味充足を原則的に可能とするのは、事実上の機会が個人に保証されることから始まる。

彼は、個人の社会的並びに社会的発展可能性を決定する諸条件が、素性に由来し、業績に由来しない社会の階層化という背景からもたらされる場合、不公正と感じている¹³⁰。従って彼は、個人の発展と、それとともにまた所得の獲得も、本質的に個々人の才能と能力に依存するような方法に枠条件を変更すべきことを主張している。公正な出発条件の創設によって業績競争の機能性のための重要な基礎が実現する¹³¹。それによって成果と存在の形成の責任は主として個人の平面に移動し、個人は、この形成の自由の基礎の上に強くダイナミックな正義の傾向を身に着けた環境において自己の幸福を想像する主体となる。

¹²⁴ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.52.

¹²⁵ Sesselmeier W./A. Yollu-Tok: *Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze*, a.a.O., S.164.

¹²⁶ Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, in : *ORDO*, Bd.2, 1949., S.138-146.

¹²⁷ Sesselmeier W./A. Yollu-Tok: *Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze*, a.a.O., S.164.

¹²⁸ Rüstow, A.: *Von Sinn des Eigenheim* in: *Arbeitgeber*, Nr.8, 1956, S.399.

¹²⁹ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.58.

¹³⁰ Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, a.a.O., S.146.

¹³¹ Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, a.a.O., S.147.

リュストウは、教育と財産が、出発点の公正と機会の公正の創出への道において二つの本質的な影響要因を考えている。またそれに際して彼は財産に比較して教育により大きな重要性を割り当てている¹³²。これは教育がより直接に出発点の可能性に影響を与えると考えられるからである。リュストウは出発点の公正の実現を、社会的正義の完成の方向への一歩として要請している¹³³。この目標はなお到達されていないが、社会階層間の透過性はすでに増大しており、この傾向を促進させるため、リュストウは教育システムの改善の提案と財産形成の要請を行っている。

教育システムの中心的な課題は、とりわけ学校教育において、職業生活の準備にある¹³⁴。学校はその卒業生に職業選択において、彼らの労働環境への移行にうまく到達するように、エネルギーに支援しなければならない。この要請はリュストウにおいて、個人的 *Vitalsituation* と直接的関連において捉えられる¹³⁵。より高次の教育に対して、教育可能性を備えたいかなる人材も、その両親の経済状況によって排除されるべきでない¹³⁶。経済状況がより高次の教育を可能としない場合において、奨学金制度の拡充がなされなければならない¹³⁷。

その中で機会と所有が広く同等に分配されている公正な競争は、基本的に自由で民主主義的な共同社会のための唯一考える持続的に安定した基礎である。したがってリュストウは、所有の面からも出発点の正義にかかわる政策を提言している。彼は、平等な出発点の条件という目的を伴ったかたちでの適切な再分配に立ち入っているが、完全社会化につながるような形での、同等の出発点の創出という条件を否定している¹³⁸。これは例えば没収的な財産統御の方法による、突然あるいは漸進的な国有化にあたる。リュストウの方法は、基本的に、業績と能力によって規定されるべき、労働者の財産形成の強化を志向するものである。この背景からリュストウは、財産形成政策を主張し、広範な層への株式購入を可能とする施策を主張している¹³⁹。

出発点の正義の議論は、今日の包摂の社会政策が目指すべき方向性の一つを的確に表現したものとなっている。実現可能性のアプローチに基礎を置く社会的包摂論の立場からは、成功した社会的包摂は、個人が彼の個人的能力を展開させる可能性を持つとき存在する。したがって包摂としての社会政策は、その都度の社会構成員が知覚しうる、また排除を感じて

¹³² Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.59.

¹³³ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.59.

¹³⁴ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.59.

¹³⁵ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.59.

¹³⁶ Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, a.a.O., S.147.

¹³⁷ Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, a.a.O., S.147.

¹³⁸ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.60.

¹³⁹ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.61.

いる人が打消しうるような、生活の形成上の様々な現実的な選択肢を実現できる前提を創り出すことか課題となる¹⁴⁰。これは基礎的能力の準備と保全にかかわっている。なぜなら基礎的能力が装備されて初めて、人々は彼らの生活遂行の選択を知覚し、あるいは作動し、現実の決定状況に入ることができる¹⁴¹。この要請は、教育の領域で立てられることは明白である。しかし教育セクターにおいて、事実上、機会の平等性を実現することは困難である。社会的により困難な家族からの子供は、他の社会集団の子供よりも、さらなるより高い程度において、未達成のリスク、すなわち、学業的成果が認知的学習潜在性の背後にとどまるより高いリスクに脅かされているのである¹⁴²。

それに際して、今日では、全ての人、法的にはすでに同等な教育機会と労働市場の機会の前にいる、という事実の証明は、経済のシステムのある種の特定の作用性に基づいて作られた社会的不平等の事実の認識を妨げているに過ぎない¹⁴³。従って、決定的なことは、包摂の社会政策は、個人並びに、すべての周縁に排除されている社会構成員に、将来のパーस्पекティブを開くように、法的、形式的機会の公正を超えて、さらに実質的な出発点の正義へと展開されねばならないのである。

2-3. 充実した生の実現、存在の可能性の意味充足

存在の可能性の意味充足としての価値ある生活を構成するもの、どこに幸福な生活の意味を求めるべきかは、それぞれの社会において自己の解答可能性が用意されている。一方、より一般的な形式においては、フックス-ゴールドシュミット(I. Fuchs-Goldschmidt)は、生存の必要の充足、自己実現の可能性、自己規定的な生活の遂行といった内容を挙げている¹⁴⁴。このうち生存に関する最低限の必要の充足は、今日、ほとんどの社会で国家が保障すべきものと合意がなされている。

現代の民主主義社会においては、政治的、法的、並びに社会的な参加を、社会のあらゆる構成員に可能とし、従って、自由と責任の中での充実した実り豊かな生活を遂行する機会を社会の構成員に創出することが規範的要請として立てられていると、社会的包摂論の立場から主張がなされる¹⁴⁵。この立場からは、意味充足された現存在の可能性は、社会の正規の

¹⁴⁰ Fuchs-Goldschmidt I./Goldschmit N. :Inklusion als Zielpunkt einer modernen Sozialpolitik, in: Zeitschrift für Wirtschaftspolitik.(Lucius&Lucius,stuttgart) Jg.59, Heft 1.2010., S.72.

¹⁴¹ Fuchs-Goldschmidt I./Goldschmit N. :Inklusion als Zielpunkt, a.a.O.,S.72.

¹⁴² Uhlig J./Solga H./Schupp J.,: Bildungsungleichheiten und blockierte Lernpotenziale. Welche Bedeutung hat die Persönlichkeitsstruktur für diesen Zusammenhang? In: Zeitschrift für Soziologie.Jg.38.H.5. 2009. S.430.(zitiert in : Fuchs-Goldschmidt I./Goldschmit N. :Inklusion als Zielpunkt, a.a.O.,S.72.)

¹⁴³ Fuchs-Goldschmidt I./Goldschmit N. :Inklusion als Zielpunkt, a.a.O.,S.73.

¹⁴⁴ Fuchs-Goldschmidt I. : Moral,Gerechtigkeit,Inklusion, Begründungslinien eines modernen Sozialstaates, in: Spieker M.(Hr.):*Der Sozialstaat, Fundamente und Reformdiskurse*, Baden-Baden, 2010, S.134.

¹⁴⁵ Fuchs-Goldschmidt I./Goldschmit N. :Inklusion als Zielpunkt einer modernen Sozialpolitik,a.a.O.S.64.

構成員であることから始めて生じる¹⁴⁶。また社会への包摂は、単に社会の構成員であるという社会学的事実を超えて、包括的に社会の業績に参加しようという要請を持ち、これらは、個人の充実した生の可能性の不可欠の条件であり要請である。

社会学者ドックス(Günter Dux)は、現代社会において、社会の全体システムの機能性の保持を基礎づけているのは市場システムであり、したがって経済システムには、現代社会の基本的統合機能が帰属させられると考えている¹⁴⁷。しかしドックスによれば、市場経済システムでは、すべての社会の構成員がシステム内に包摂されることがおのずから配慮されていない¹⁴⁸。したがって市民の広い部分の持続的な排除が生じる。この要求が充足の機会を手に入れるのは、それが政治のシステムへの参入を見出す時である¹⁴⁹。このことの確認から、ドックスは、あらゆる社会構成員の社会への包括的な包摂は、現代の社会国家が担うべき重要な課題と位置付けている。

Vitalsituation の概念は、経済的側面を踏み越えた、全体的な生の意味次元を捉え、そこから存在の可能性の実現、充実した生の遂行への方策を、社会的包摂論と同様、問題にしている。Vitalpolitik は生活の最低限度の必要を超えて形成されるべき、物質的および非物質的な社会環境の形成にかかわる政策の総称である。これは生活状況アプローチと多くの共通点を持つ立場である。社会的包摂論との接続の観点から、Vitalpolitik は、そのなかで諸個人が彼らの物質的並びに非物質的参加の機会を利用できる諸関連の全体、と捉えることができる。Vitalpolitik は、生活の質の改善への要請と並んで、意味充足した生のための事実上の諸機会を可能にするものであることを強調する¹⁵⁰。また Vitalpolitik は、広範な政策分野を非常に抽象的に表現したものである¹⁵¹。この概念はかくして、市民における所得や財産の状況ばかりでなく、それを超えて、生活のさらなる諸次元、たとえば、雇用、健康、教育、住居、家族関係、そして社会的ネットワーク、共同体、また政治的機会と参加といったものである。これは言い換えるならば、最低限度の必要、所得を超えた次元で、国家的に、個人の生活の質の改善、充足した生活の遂行、参加の機会を可能にする諸環境の創造を促進させる政策である。リュストウにおいて、人間に形式的に権利を与える法的自由は、事実上の行為空間について何も語っていない。それに対して、Vitalpolitik は、その中心的内容に様々な生活環境の形成を掲げており、ここにおいて、実質的自由としての積極的な自由権の承認を引き受けるのである。

ドーア/ゴールドシュミット(Dörr J./N.Goldschmidt)は、生活状況アプローチとリュストウ

¹⁴⁶ Fuchs-Goldschmidt I. : Moral,Gerechtigkeit,Inklusion,a.a.O.S.134.

¹⁴⁷ Dux G. : *Warum denn Gerechtigkeit* -Die Logik des Kapitals, 2.Auflage,Wiesbaden,2019.,S.1.

¹⁴⁸ Dux G. : *Warum denn Gerechtigkeit*, S.7.

¹⁴⁹ Dux G. : *Warum denn Gerechtigkeit*, S.9.ドックスは、現代社会は、経済、政策、文化という3大システムが、社会の全体システムを構成すると考えている。(Dux G.:*Warum denn Gerechtigkeit*,S.2.)

¹⁵⁰ Dörr J./N.Goldschmidt : *Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik*,a.a.O., S.57.

¹⁵¹ Sesselmeier W./A.Yollu-Tok: *Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze*,a.a.O.,S.165.

との差異に関連して Vitalpolitik について次のように述べている、「Vitalpolitik の命題とともにリュストウは、人間の全体の生活状況を再び意識に上らせているだけでなく、同時により良い生活状況への道を、有為の手段を通して示している。リュストウは、外的諸条件をその主観的生活状況に対する重要性において分析しているだけでなく、彼は特定の生活状況 (Vitalsituation) を要請し、諸条件への必要な帰結を探求している」¹⁵²と。これは言い換えるならば、生活状況アプローチにおいて、生活の外的諸条件は、形式的かつ個人主義的に捉えられていたのに対し、Vitalpolitik においては、より現実的な人間の社会的状況から、価値ある生活の意味を探求する議論が構築されているということである。

Vitalpolitik は、物質的および非物質的という両面の社会環境の形成を含み、Vitalpolitik のなかで非物質的な側面としては、社会への埋め込みやゲマインシャフトの形成が強調されている。また具体的に提言された政策内容として、定住政策、家族政策、経営内の連帯の諸分野が挙げられる。

2-4. 定住政策、家族政策、経営政策

定住政策(Siedlungspolitik)は、リュストウの言う Vitalsituation にポジティブに作用する施策である。定住政策によって彼は、人が尊厳ある空間的環境において成長し、自己を展開することに貢献する種類の施策と捉えている。ゼッセルメイヤー/ヨルトーク (Sesselmeier W./A.Yollu-Tok)によれば、リュストウにおける生活環境の定住政策的観念は、何らかの形で、現代の都市計画においても反映されている¹⁵³。住居は、人間の共生生活にとってきわめて重要性を持つものである。なぜなら人間生活の4分の3は、職業活動の外部で完遂されるからである。居住の現実には、家族生活の中心点を形成し、宿と避難所、労働と自由時間、社会的接触、遊び場、高齢者の居場所のための空間を提供する¹⁵⁴。

リュストウはみずからの理想像として、南ドイツとスイスにおいて部分的に広範に実現していた庭を含んだ田舎持ち家の事例を挙げている。そして、その個人や彼の家族の Vitalsituation へのポジティブな作用を強調している¹⁵⁵。庭は、リュストウにとっては、生活プロセスの標準化された時代における、男性と女性の持続的な独立性のシンボルである¹⁵⁶。働く世代にとっては家と庭は、仕事の完了の後1人で、あるいは家族とともに活動する可能性を表している。またリュストウは庭を伴った住居に、失業を視野に入れて、特別の意味を

¹⁵² Dörr J./N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.63.

¹⁵³ Sesselmeier W./A.Yollu-Tok: Vitalpolitik im Lichte moderner Inklusionsansätze,a.a.O.,S.165.

¹⁵⁴ Rüstow,A.: Von Sinn des Eigenheim in: Arbeitgeber, Nr.8, 1956, S.399.

¹⁵⁵ Rüstow,A.: Garten und Familie,in: Karrenberg F./Albert H.(Hg.) : Sozialwissenschaft und Gesellschaftsgestaltung (Festschrift für Gerhard Weisser),Berlin 1963, S.287.

¹⁵⁶ Dörr J./N.Goldschmidt : Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik.,a.a.O., S.58.

持たせている¹⁵⁷。失業時には、庭を農地として転換し、自家消費に充てたり、収入を得る方策と見なしている。このため確保された生存最低限において、長期に持続する失業も、家庭環境への増大された投入を通して受け止められる¹⁵⁸。このような主張から、彼の庭つき住居の主張に関しては、社会ロマン主義的衝動と受け取られている¹⁵⁹。

ヘグナー(J.Hegner)において取り上げられている資料の内容から、このリュストウによって理想化された居住と定住の様式は、農民的生活様式に見られる *Vitalsituation* に対する評価を理想的居住様式として反映させたと考えることができる。リュストウは、農民制に経済を超える意義を認めている¹⁶⁰。彼にとって農民制の本質的な社会学的業績は、人類の初めの時代以来再び、はじめて、二つの性間の均衡が作り出された事である。それは解体されていない農民制においては最近まで特徴的であり続けた均衡である。それは、男性と女性間の同等の権利を持った同朋的分業と協働であり、それによって各々の性は他の性の共同労働者として方向づけられている協働的均衡であり、それは、彼においては、健全な家族を形成する基礎である。他方、リュストウは、男性と女性との間に存在したのと同様の同朋的課題分割が世代間にも存在すると見ている¹⁶¹。それは完全労働稼働世代の期間の前と後を占める子供と老人の有用な利用と意味ある活動の提供である。この課題分割と労働分業並びに個人と彼の家族の自然の社会環境への埋め込みは、相互性と結束を強める。一方、リュストウは、定住政策の課題として、住居所有の拡張から生じる生産要素としての労働の可動性の喪失という問題を挙げている¹⁶²。

家族政策(Familienpolitik)に関して、リュストウの考えでは、親密で人間的で非物質的に考量される子供の養育の側面に、より焦点を当てられるべきであり、財政的支援の側面を一面的に強調するのは適当ではない¹⁶³。公的手段による金融的支持に優先する取組みは、家族の発展可能性を確実にする取組みであるべきである¹⁶⁴。また助成は、定住政策の枠組みと適

¹⁵⁷ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,a.a.O.,S.64.

¹⁵⁸ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,a.a.O.,S.64. 実際にはこの陳述は、当時も今日も、失業者の事実上の必要状況とスティグマの広範さに適していないし、根本的社会リスクを矮小化している。(Maier-Rigaud, R. : *Vitalpolitik und Sozialstaatskritik: Zwei Gesichter Alexander Rüstows?*, in : Julian Dörr, Nils Goldschmidt, Gisela Kubon-Gilke, Werner Sesselmeier (hg.): *Vitalpolitik, Inklusion und der sozialstaatliche Diskurs*, a.a.O., S.29.)

¹⁵⁹ Dörr J./ N.Goldschmidt : *Lebenslagekonzepte und Vitalpolitik*,a.a.O., S.58.

¹⁶⁰ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,a.a.O.,S.64.

¹⁶¹ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,a.a.O.,S.65.

¹⁶² Rüstow,A.: *Von Sinn des Eigenheim*,a.a.O. S.403. 彼によればこの課題は、とりわけ郊外領域における、産業的定住(Industrieansiedlung)によって埋め合わせることができると考えられている。

¹⁶³ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,a.a.O.,S.66.

¹⁶⁴ Rüstow,A.: *Vitalpolitik gegen Vermassung*,in Hunold A.(Hg.) : *Masse und Demokratie*,Volkswirtschaftliche Studien für das Schweizer Institut für Auslandsforschung, Zürich 1957, S.222

合的な諸施策のなかで間接的に生じうるものを優先すべきであると主張されている¹⁶⁵。

経済的枠条件を総じて、各々の両親にとって、子供を育てることを可能とするに十分な稼得可能性が存在するように形成されるべきである。子供手当の一般的な支払いは、誤った誘因を設定し、必要性の付け値を軽んじる¹⁶⁶。

それとともにリュストウは、完全に家族の助成に反対しているのではない、「社会給付における児童手当と子供の数に応じた租税率の段階化は手つかずにとどまる、なぜならこれらは財政的に公的課題に貢献しうる能力において重要だからである」¹⁶⁷。リュストウにおいて、家族間の負担の平衡に向けられる給付は、補完性に対する彼の意見に違反する。そして、必要な場合には相互的供給への一時的責任を引き受けるという家族内部の意識を弱体化させる¹⁶⁸。

経営内の連帯 (*Betriebliche Solidarität*) は、従業員代表制度を定めた 1952 年の事業所組織法の成立とも関連付けてとらえられる問題である¹⁶⁹。リュストウ自身も、同法を、彼の主張する経営内の連帯性の創出のポジティブなアプローチとして歓迎した¹⁷⁰。

リュストウは、労働組合的連合と企業家的連合の諸形式を苦境から生じた緊急統合 (*Notintegration*) となずけた¹⁷¹。市場経済の連帯性の二つの変種は、権力的地位の形成につながり易く、権力濫用の潜在性を内に持っていた。そしてしばしば既存の市場のリスクを、第三の組織化されていない市場参加者の負担のもと減少させた¹⁷²。リュストウは、連帯性の必要性の充足のこの古い形式を時代遅れとし、それに対して、連帯性の経営内の形式を、時代に適合した形式と考えた。リュストウは、経済的、社会的、政治的理由から、経営間の業績競争を望ましいものとする¹⁷³。それは彼の理想観念において消費者の恩恵のための競争である。同時に彼は、経営間の競争は、連帯性を広めることに適していないことを承認

¹⁶⁵ Rüstow, A.: *Vitalpolitik gegen Verfassung*, a.a.O., S.222...

¹⁶⁶ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.66.

¹⁶⁷ Rüstow, A.: *Aktionsprogramm der Aktionsgemeinschaft Soziale Marktwirtschaft*, in Böhm, F./Röpke, W. /Rüstow, A (Hg.): *Ein Jahrzehnt Sozialer Marktwirtschaft in Deutschland und seine Lehren*, Köln 1958, S.42, (zitierte in Hegner : *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.66.)

¹⁶⁸ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.68.

¹⁶⁹ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.68. Rüstow, A.: *Vitalpolitik gegen Verfassung*, a.a.O., S.222.

¹⁶⁹ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.66.

¹⁶⁹ Rüstow, A.: *Aktionsprogramm der Aktionsgemeinschaft Soziale Marktwirtschaft*, in Böhm, F./Röpke, W. /Rüstow, A (Hg.): *Ein Jahrzehnt Sozialer Marktwirtschaft in Deutschland und seine Lehren*, Köln 1958, S.42, (zitierte in Hegner : *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.66.)

¹⁶⁹ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.68.

¹⁷⁰ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, a.a.O., S.68.

¹⁷¹ Rüstow, A.: *Vitalpolitik gegen Verfassung*, a.a.O., S.230.

¹⁷² Rüstow, A.: *Zwischen Kapitalismus und Kommunismus*, a.a.O., S.147.

¹⁷³ Hegner, J.: *Alexander Rüstow*, 2000, a.a.O., S.67.

する。それだけ一層、互いの競争は、個々の経営内部での連帯性を通して、埋め合わされなければならない。この考察は次の事実に帰される、個々の業績力ある企業は機能的競争秩序の生殖細胞である。健全な小企業の数多くの集積は自由のうちで活気ある豊かな社会の屋台骨である¹⁷⁴。従って市場経済のそれぞれの個々の細胞は、上位に秩序付けられた全体経済的意義に一致する。それを超えて、労働者は彼を雇用している経営における純粋に事務的な雇用関係を超えて交流する、それによって強い「われわれの感情」が生じうる¹⁷⁵。

リュストウは、ポジティブな経営の雰囲気は、個々の共同労働者の幸福に直接的作用を持つと確信している¹⁷⁶。労働生活は人生のかなりの部分を占めるので、彼には、経営の雰囲気、家族の雰囲気と経営の成果の間に密接な関係があると考えた。この理由からリュストウは、経営内部の連帯性を経営間の競争に対する平衡力として、重要性を割り当てた¹⁷⁷。

2-5. Vitalpolitik が伝統的社会政策を補完する役割

ポスト産業社会においては、労働市場の変化と家族構造の変化を中心として、ここから多様な結びつきにおいて新たな社会リスクが生じている。それは断片化して不安定な雇用関係、長期間の失業、家族構造の不安定、生活様式の多様化、それと結びついた家族と職業に関連した契約の問題などに現れている¹⁷⁸。また国家的社会政策の領域において、私的で部分的に規制された福祉市場による代替の傾向が、多くの領域で遂行されている。社会保障の市場主義化において、社会政策における多様に脆弱な集団、患者、介護を必要とする人、子供などが取り残される危険が増している。福祉市場は、福祉国家的原則の妥当性を脅かす。ここでは、社会政策的必要への社会権への方向付けと並んで、経営経済学的な利潤獲得の方向付けが支配しているからである。

メイヤー-リゴー(R.Maier-Rigaud)は、リュストウにおける Vitalsituation の諸条件を創り出す Vitalpolitik は、従来の社会政策の分野にはない視点であり、今日のリスクの増大した社会において、伝統的社会政策を補完する役割を持つと指摘している¹⁷⁹。古典的社会政策による、社会的リスクに対する個人のリスクの除去は、幸福な生活のための不可欠の条件を創り出す。一方 Vitalpolitik は、それに対して、これを超えて構築され、いわば人間の主観的幸福のための十分な条件を創り出す政策と考えられ、それは、家族、所有、文化などから形成さ

¹⁷⁴ Rüstow,A.: Vitalpolitik gegen Vermassung,a.a.O.,S.229f.

¹⁷⁵ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,2000,a.a.O.,S.68.

¹⁷⁶ Hegner,J.:*Alexander Rüstow*,2000,a.a.O.,S.67.

¹⁷⁷ Rüstow,A.: Vitalpolitik gegen Vermassung,a.a.O.,S.230.

¹⁷⁸ Maier-Rigaud, R. , Vitalpolitik und Sozialstaatskritik a.a.O.,S.28.

¹⁷⁹ Maier-Rigaud, R. , Vitalpolitik und Sozialstaatskritik a.a.O.,S.27.

れる諸条件である¹⁸⁰。

機会の平等を創り出す政策の分野で、Vitalpolitik は、分配的機会政策(distributive Chancenpolitik)¹⁸¹という新しい政策領域を割り当てられることが考えられる。機会の不平等に対して、社会政策の領域では、再分配的にのみ反応しうる。しかし再分配的施策では、出発点における公正さを創り出すことはますます困難となっている。リュストウの Vitalpolitik は平等的な分配を目指さず、出発点の正義と業績に基づいてつくられる社会を目指すものである。ここにおいて伝統的再分配政策と分配的機会政策が併存することによって政策効果が高められるだろう。

このように Vitalpolitik は、伝統的社会政策、並びに伝統的再分配政策と互いに補完しあうような新たな政策領域として形成しうると考えられるのである。

まとめにかえて

本稿の第1節で取り上げたように、リュストウは、『現代の位置づけ』において、近代以降、あるいは現代の社会を合理主義的思考が優位した産業社会と捉え、自然や技術の問題、ならびに社会、経済、政治の各分野における諸問題を扱っている。近代以降の合理主義では、感情と切り離された理性¹⁸²が優位となったが、それは同時に文化的・社会学的主体との結びつきを失った。20世紀の産業化された社会システムにおいて、伝統的諸条件の解体が進行し、他の人間並びに自然との人間的共生にとっての崩壊的帰結が現れた¹⁸³。

これに対して、本稿の第2節で取り上げたように、2000年代以降において、欧州を中心に社会のすべての構成員の社会への包摂を志向する動きが明らかとなった。これらの動向について、個人と社会との結びつきがより強化され、新たな共生関係が構築されるプロセスと捉えることもできるだろう。

¹⁸⁰ Maier-Rigaud, R., Vitalpolitik und Sozialstaatskritik a.a.O.,S.29.

¹⁸¹ Maier-Rigaud, R., Vitalpolitik und Sozialstaatskritik a.a.O.,S.30.

¹⁸² gefühllose Ratio, リュストウは、理性を Ratio によって表現している。Rüstow, A.: a.a.O. S.11.

¹⁸³ Rüstow, A.: *Ortsbestimmung, III.*,S.49-54., 105-158. vgl. Baumgartner,H.M./Irrgang,B.:Zur These vom »Ende der Neuzeit« in Baumgartner,H.M./Irrgang, B.(Hg.): *An Ende der Neuzeit?*, Die Forderung eines fundamentalen Wertwandels und ihre Probleme, Würzburg, 1985.S,9-14.